

**A****B****C****D****E**

所得税の確定申告が必要
確定申告をすれば住民税の申告は必要ありません。確定申告書2表の「住民税・事業税に関する事項」に該当する事項がありましたら必ず記入してください。

住民税申告が必要
所得税が源泉徴収されていて、所得税の還付報告を行う場合には確定申告が必要です。確定申告をすれば住民税申告は必要ありません。

**確定申告または
住民税申告が必要になる場合あり**
控除の追加をする場合には申告が必要になります。

**確定申告および
住民税申告は不要**

住民税申告が必要になる場合あり
町内在住者の被扶養者になっていない方や税の証明書などが必要な方、国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者・介護保険一号被保険者など、行政サービスを提供するのに申告が必要な場合があります。

※このフローチャートはあくまでも一例です。すべての条件を網羅しているわけではありません。



町役場内で申告相談会場を開設します

申告相談は、事前予約制(先着順)です。今年から、ネット予約受付可能となります。

予約は下記のQRコードを読み込むか、「東庄 申告相談」で検索してください。従来通りの来庁での予約受付も行いますが、予約枠のほとんどをネット予約としておりますので、ネット予約をご利用ください。
なお、電話予約はできません。

予約受付 2月5日(木) 9:00~

相談日程 2月16日(月)~3月16日(月)

会場 町役場1階 町民ホール

時間 9:00~12:00 13:00~17:00

申告相談予約フォーム▼



東庄 申告相談

●町の申告相談で受けられないもの

1. 青色申告
2. 住宅借入金控除1年目の申告
3. 準確定申告
4. 譲渡取得(不動産・株式)申告

※町の公共事業用地を譲渡した場合のみ町の申告相談でも譲渡所得申告を受付いたします。

●申告相談に必要なもの

- ①マイナンバーカード
通知カードしかない場合は通知カードと運転免許証などの本人確認書類
- ②収入や必要経費のわかるもの
源泉徴収票や収支内訳書・計算書、保険の満期返戻金など
- ③各種控除証明書
国民年金や生命保険・地震保険の控除証明書や医療費控除の明細書など
- ④確定申告のお知らせはがき
- ⑤申告者名義の通帳
所得税の還付を受ける場合に必要
- ⑥その他
扶養親族がいる場合にその親族のマイナンバーのわかるもの、上記以外の申告に応じた必要書類など

町民課 賦課徴収係 ☎86-6073

確定申告・住民税申告の受付が始まります

税の申告時期になりました。令和7年中の所得情報は、令和8年度の税の算定や、福祉関係のサービス利用などの基礎資料になります。
税の申告が必要か確認しましょう。



申告は必要?

>>>

令和8年1月1日現在、
東庄町に住所を有していましたか?

いいえ

はい

令和7年1月1日~12月31日にどのような収入がありましたか?

①収入なし、または
非課税収入のみ
〔遺族・障害年金、
失業給付金など〕

②主に給与

③主に公的年金

③主に営業・農業・不動産

E

勤務先から東庄町へ
給与支払報告書が
提出されている

はい

いいえ

勤務先は1ヵ所だけで
年末調整をしている
※勤務先が複数であっても年末
調整で合算している場合は
「はい」へ

はい

いいえ

年金以外の所得がある

はい

いいえ

収入が経費と所得税の
控除の合計を上回る

はい

いいえ

収入合計額が
123万円を超える

はい

いいえ

給与以外の所得がある

はい

いいえ

給与以外の所得が
20万円を超える

はい

いいえ

A

C

A

B

C

A

B

D

C